

山城町浄化槽市町村整備推進事業に係る優先交渉者の決定について

山城町（以下「町」という。）は、「山城町浄化槽市町村整備推進事業」（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」（以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施するため、平成17年4月11日、PFI法第5条の規定に基づき、「山城町浄化槽整備事業に関する実施方針」を公表しました。

町は、上記実施方針の下、本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、平成17年5月27日、本事業をPFI法第6条の規定に基づく特定事業として選定し、平成17年5月31日、事業者募集要項を公表し、本事業を実施する事業者を公募しました。それを受けて3事業者から参加表明があり、平成17年6月14日に事業者募集要項に基づいて提案書が提出されました。

「山城町PFI事業審査委員会」により提案書の審議を行い、最優秀提案及び優秀提案が選定されました。町は、同委員会の審査結果を踏まえ、優先交渉者を以下のとおり決定しましたので、ここに公表します。

平成17年6月21日

山城町長 西 徹

記

1、優先交渉者

- 第1位：有限会社 吉田水道工事店グループ
- 第2位：株式会社 アズマ四国グループ

2、今後の予定

町は、本結果の公表後、第1位の優先交渉者と速やかに「契約締結に向けての協定」の締結に向けて協議を開始し、協定締結後、その優先交渉者を本事業の事業予定者として選定し契約交渉を進めます。

この協定は、事業契約の締結に向けて事業予定者はSPCを設立し、町は議会の議決等のために双方が今後協力していくことを確認する旨の内容となります。

ただし、第1位の優先交渉者と協定又は事業契約が合意に達しなかった場合、第2位の優先交渉者と、新たに「契約締結に向けての協定」の締結に向けての協議を開始し、協定締結後、その優先交渉者を本事業の事業予定者として選定し契約交渉を進めます。

第2位の優先交渉者とも協定又は事業契約が合意に達しなかった場合は、本事業の特定事業選定についての手続きからやり直すものとする。

なお、PFI法第8条に基づく客観的な評価の結果については、PFI事業契約の締結後、速やかに公表する予定です。